

## 電子決済等代行業に係る金融機関との契約内容の公表（三井住友銀行）

キリバ・ジャパン株式会社

当社は、銀行法第52条の61の10第3項の定めに従い、三井住友銀行との契約（以下「本契約」といいます。）の内容の一部を以下のとおり公表いたします。

(1) 電子決済等代行業の業務に関し、利用者に損害が生じた場合における当該損害についての三井住友銀行と当社との賠償責任の分担に関する事項

- ① 当社は、当社が電子決済等代行業として行う当社の利用者に対して提供するサービスであって、本契約に規定する方法により特定されたもの（以下「本件サービス」といいます。）の提供のため又はこれに付随し若しくは関連して且つ電子決済等代行業の遂行のために三井住友銀行との間で行う行為であって、本契約に規定する方法により特定されたもの（以下「本件行為」といいます。）に関して利用者に損害等（不正アクセス、情報流出又は漏洩等が生じたことより発生したものを含むが、これに限られません。以下「損害等」といいます。）が生じた場合には、当社の責任及び費用において、速やかにその原因を究明のうえ、利用者に対して損害等を賠償又は補償します。
- ② 上記①の損害等の発生が専ら三井住友銀行の責めに帰すべき事由に起因する場合には、当社は、三井住友銀行に対し、当社が利用者に対して賠償又は補償した金額のうち専ら三井住友銀行の責めに帰すべき事由に起因すると当社と三井住友銀行が協議のうえ決定した範囲に限り、求償できます。
- ③ 上記①及び②にかかわらず、三井住友銀行が、やむを得ないと客観的且つ合理的な事由により判断した場合であって、当社と協議の上、利用者に対して損害等を賠償又は補償した場合には、その賠償又は補償した金額について、三井住友銀行は当社に対して求償することができ、当社はかかる求めに応じて直ちにその全額を支払います。
- ④ 上記①から③の賠償責任の分担を円滑に実施するため、当社において、本件サービス及び本件行為に係る利用者の相談窓口を設置するものとし、上記①から③に別段の定めがある場合を除き、利用者との間の本件サービス又は本件行為に係る紛争の一切について当社の責任及び負担において解決します。

(2) 当社が電子決済等代行業の業務に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置並びに当社が当該措置を行わない場合に三井住友銀行が行うことができる措置に関する事項

- ① 当社は、当社が本件行為により三井住友銀行から取得した利用者の情報の一切（以下「本件利用者情報」といいます。）について、三井住友銀行が利用者より同意を得た目的及び提供先の範囲内において、且つ、本件行為及び本件サービスの提供のために直接的に必要な範囲内においてのみ利用することができるものとし、当該範囲外において利用せず又は第三者をして利用させないようにし、また、当該利用の必要がなくなった場合は速やかに復元できない手段で破棄又は返還する等、三井住友銀行が適当と認める態様において管理を行う体制を構築し、本契約の有効期間中、これを維持します。
- ② 当社は、本契約が有効期間の満了、解約その他の理由により失効し又は本件行為の全部若しくは一部が三井住友銀行により停止された場合には、上記①の管理体制に基づき、速やかに、本件利用者情報について、適切に破棄又は返還するものとし、また、本契約の有効期間中においても、三井住友銀行の指示がある場合には、本件利用者情報を破棄又は返還します。
- ③ 三井住友銀行は、上記①に規定する当社の管理体制に不備があり若しくはそのおそれがあると三井住友銀行が認めた場合又は当該管理体制に基づき適切に本件利用者情報が管理されておらず若しくはそのおそれがあると三井住友銀行が認めた場合には、当社にその旨通知し、当社に合理的な期間内における是正、改善等を求めることができます。当該期間内に当社による是正、改善等がなされない場合又は当該是正、改善等の状況が三井住友銀行の満足するに足りる水準に達していないと三井住友銀行が判断した場合には、三井住友銀行は、本契約を解約し又は本件行為の全部若しくは一部を停止させることができます（疑義を避けるために付言すると、この③により本契約が解約され又は本件行為の全部若しくは一部が三井住友銀行により停止された場合には、当社は、三井住友銀行からの指示の有無にかかわらず、上記②により本件利用者情報について速やかに返還又は破棄を行います。）。
- ④ 当社は、本契約の有効期間中、三井住友銀行が銀行法第 52 条の 61 の 11 第 1 項の規定に従い作成及び公表する基準（これが変更又は改訂等された場合は、その変更又は改訂等後のものをいいます。以下「接続基準」といいます。）及び接続基準の遵守判定において三井住友銀行が当社に提出を求めたチェックリスト等（別途三井住友銀行が当社に対して新たなチェックリストの提出を求めた場合には、その新たなチェックリストを含みます。以下「チェックリスト」といいます。）記載の各項目を遵守する体制を維持し且つ継続します。
- ⑤ 三井住友銀行が接続基準を変更又は改訂した場合又は三井住友銀行が変更又は新設したチェックリストを提示しその提出を当社に求めた場合、当社が、当該変更又は改訂後の接続基準又は変更又は新設したチェックリスト記載の各項目を遵守する体制整備を行い、その結果を、当該変更等が三井住友銀行により公表された日又は新たなチェックリストが提示された日から合理的な期間内に、三井住友銀行に通知します（疑義を避けるために付言すると、当社は、当該変更等に応じた体制を以後、上記④に従い維持・継続します。）。

- ⑥ 三井住友銀行は、上記⑤の期間内に当社から変更後の若しくは新設されたチェックリストの各項目に関する体制の整備の状況に係る通知がなされない場合、又は、上記⑤により通知された体制の整備状況が三井住友銀行の満足する水準に達していないと判断し、その是正を求めたにもかかわらず合理的な期間内に改善がなされない場合には、本契約を解約し又は本件行為の全部若しくは一部を停止させることができます。
- ⑦ 上記④から⑥までの他、三井住友銀行は、当社における接続基準及びチェックリスト記載の各項目の遵守体制維持状況をモニタリングするため、当社に対し、定期的に又は三井住友銀行が必要と認める場合には随時、報告及び資料提出を求めることができます。かかる報告又は資料について当社において三井住友銀行の満足する水準で接続基準又はチェックリスト記載の各項目を遵守していない可能性があるとして三井住友銀行が判断した場合には、三井住友銀行は、当社に合理的な期間内における是正、改善等を求めることができます。当該期間内に当社による是正、改善等がなされない場合又は当該是正、改善等の状況が三井住友銀行の満足するに足りる水準に達していないとして三井住友銀行が判断した場合には、三井住友銀行は、本契約を解約し又は本件行為の全部若しくは一部を停止させることができます。なお、三井住友銀行が、当社における改善可能性が低いと判断した場合には、改善要求をすることなく直ちに、本契約を解約し又は本件行為の全部若しくは一部を停止させることができます。
- ⑧ 三井住友銀行は、当社における接続基準及びチェックリスト記載の各項目の遵守体制の維持のために必要と認める場合には、自ら又は三井住友銀行が指名する第三者により、当社による体制の整備状況等を検査するために、当社の施設に立ち入り又は当社の役職員に対して体制の整備状況等を問い合わせることができ、当社は、合理的な理由なく、かかる対応を拒絶することができません。
- ⑨ 当社は、次に掲げる事態（以下「不芳事態」といいます。）の発生に備え、三井住友銀行が別途提示する方法（チェックリストにおいて提示する方法を含みます。）に従い、商業的に合理的な範囲で、不芳事態発生時に適切に対応する体制を整えるものとし、三井住友銀行の要請に従って適時に、その体制につき三井住友銀行に報告します。なお、三井住友銀行が、かかる体制に不十分なところがあると判断した場合、三井住友銀行は、その改善を当社に求めることができ、当社は合理的な範囲でこれに従います。
- a) 電子決済等代行業を行う上で、利用者に損害又は損失等が生じる事態
  - b) 本件利用者情報の漏洩等、接続基準又はチェックリスト記載の各項目に抵触する事態
  - c) システム障害や不正アクセス等、電代業の適正な遂行に重大な影響を及ぼす事態
  - d) 電子決済等代行業の登録の拒否事由、変更の届出事由及び廃業等の届出事由に該当する事態
  - e) 上記 a) から e) のいずれかに定める事態が発生するおそれが生じた事態
- ⑩ 当社は、不芳事態が発生した場合には、商業的に合理的な範囲で、直ちに、当該不芳事態を改善等するため適正な措置を講じるとともに、その発生及び講じた（又は講じる予

定の) 措置を三井住友銀行及び必要に応じて関係当局に報告します。

- ⑪ 三井住友銀行は、上記⑩に基づく報告を受けた場合には、当社に対し、三井住友銀行所定の方法で、当該不芳事態に対する是正措置を求めることができ、当社は、商業的に合理的な範囲で、かかる是正措置を適切に履行するものとし、その結果を三井住友銀行に報告します。
- ⑫ 三井住友銀行は、当社が上記⑪に規定する是正措置を合理的な期間内に履行していないと判断した場合には、本契約を解約し又は本件行為の全部若しくは一部を停止させることができます。

(3) 電子決済等代行業再委託者の業務に関して当該電子決済等代行業再委託者が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために当社が行う措置並びに当社が当該措置を行わないときに三井住友銀行が行うことができる措置に関する事項

(※)電子決済等代行業再委託者とは、銀行法施行規則第34条の64の9第3項に規定される電子決済等代行業再委託者をいいます。

- ① 当社は、電子決済等代行業再委託者に対し、本契約により当社が負うのと同等の義務を負わせ、当社の費用及び責任においてこれを遵守させます。
- ② 当社は、電子決済等代行業再委託者に対し、当該電子決済等代行業再委託者のセキュリティ、利用者保護、利用者情報の適正な取扱い及び安全管理のために、電子決済等代行業再委託者との間で本件行為により又はこれに付随し若しくは関連して取得した情報の全部又は一部を顧客に伝達することを目的として電子決済等代行業再委託者に提供し又は顧客の指図（当該指図の内容のみを含みます。）を電子決済等代行業再委託者から受領して本件行為により又はこれに付随し若しくは関連して銀行に伝達する方法及び内容に関して、必要に応じて報告を求め、指導又は改善させます。
- ③ 三井住友銀行は、当社が上記①及び②に掲げる義務を遵守せず又は電子決済等代行業再委託者が当社に対して負う義務を遵守していないと判断する場合には、本契約を解約し又は本件行為の全部若しくは一部を停止させることができます。